

参考

事務連絡
令和5年10月10日

(一社) 富山県建設業協会長 殿

富山県土木部長

令和5年度災害復旧工事における現場代理人兼務要件の緩和について

令和5年度の豪雨による災害復旧を効率的かつ迅速に実施するため、同災害に係る県発注の災害復旧工事における現場代理人兼務要件を別紙のとおり取り扱うこととしたので、通知します。

なお、貴協会会員に対する周知について、ご配慮願います。

(事務担当：建設技術企画課技術指導係)

令和5年度災害復旧工事における現場代理人兼務要件の緩和について

1 対象工事

令和5年6月27日～28日の豪雨に係る県発注の災害復旧工事等

令和5年7月11日～14日の豪雨に係る県発注の災害復旧工事等

2 緩和内容

対象工事を含む場合は、同一の現場代理人が3件まで兼務できることとする。

現場代理人	現行	緩和
	以下の要件をすべて満たす場合 (a) 工事現場相互の間隔が10km程度 (b) 2件以内 (c) 工事現場の運営、取締り等 (d) 連絡体制確保 (e) 発注者が求めた際の対応	以下の要件をすべて満たす場合 (a) 工事現場相互の間隔が10km程度 (b) 3件以内 [*] (c) 工事現場の運営、取締り等 (d) 連絡体制確保 (e) 発注者が求めた際の対応

(a) 工事現場相互の間隔が10km程度に近接していること

※(b) 兼務する工事の件数は、対象工事を含む場合は3件まで(対象工事以外の工事は、他の発注機関の工事を含め2件まで)であること

(c) 工事現場の運営、取締り等が困難でないこと

(d) 発注者と常に携帯電話等で連絡をとれること

(e) 発注者が求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応を行えること